

歳出予算額はともに1,300,405,000円であつて、この歳入、歳出予算の内訳は、次のとおりである。

〔歳入〕

保険料収入	209,595,000(円)
利子収入	32,500,000(＃)
一般会計より受入	100,000,000(＃)
雑収入	48,559,000(＃)
前年度剰余金受入	47,275,000(＃)
(合計)	1,300,405,000(＃)

〔歳出〕

保険金	73,581,800(＃)
事務取扱費	31,765,000(＃)
予備費	53,282,000(＃)
(合計)	1,300,405,000(＃)

4. 石炭対策特別会計

(1) 概 説

石炭対策特別会計は、石炭対策に関する政府の経理を明確にするため、「石炭対策特別会計法」(昭和42年法律第12号)により設置されたもので、その管理については大蔵省、通商産業省および労働省の共同所管となつてゐる。

石炭対策は、石炭鉱業の現状がもたらす国民経済的影響にかんがみ、石炭鉱業の合理化安定、これに関連する雇用の安定、産炭地域の振興ならびに石炭鉱害の復旧のためにとられる総合的な施策を実施するものである。

(2) 予算の内容

昭和43年度石炭対策特別会計の歳入・歳出予算額はともに59,683,000,000円であつてこの歳入、歳出予算の内容は、次のとおりである。

〔歳入〕

関 税	59,632,000,000(＃)
前年度剰余金受入	1,000,000(＃)
雑収入	50,000,000(＃)
(合計)	59,683,000,000(＃)

〔歳出〕

石炭鉱業合理化安定対策費	41,353,540,000(＃)
鉱害対策費	7,796,431,000(＃)
産炭地域振興対策費	3,294,399,000(＃)
事務処理費	904,918,000(＃)
炭鉱離職者援護対策費	5,090,502,000(＃)
諸支出金	100,000(＃)
予備費	1,243,110,000(＃)
(合計)	59,683,000,000(＃)

〔注〕歳出予算の項中炭鉱離職者援護対策費は、労働省所管分、諸支出金は、大蔵省所管分である。

4. 法規の制定および改正の概要

第60臨時国会(会期昭和43年12月10日～43年12月21日)において継続審議とされた日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律は、第61国会(会期昭和43年12月27日～昭和44年8月5日)で成立をみた。

第61通常国会には11件の法律案が提出されたがそのうち9件が成立、2件が廃案となつた。

第61臨時国会において成立した法律の概要は次のとおりである。

- 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律(公布3月31日)
(要旨)同法の存続期間を5年間延長して昭和49年3月31日までとした。
- 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律(公布昭和44年4月1日)
(要旨)最近における日本合成ゴム株式会社の運営の状況にかんがみ、同法を廃止した。
- 通商産業省設置法の一部を改正する法律(公布4月14日)
(要旨)通商産業省職員の資質の向上を図るため、「通商産業研修所」を設置した。
- 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(公布4月30日)
(要旨)構造改善対策を実施すべき業種として、染色業およびメリヤス製造業を追加するとともに、これらの業種を繊維工業構造改善事業協会の行なう信用保証業務の対象に加える等の改正を行なつた。
- 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(公布5月12日)
(要旨)石炭鉱業を営む企業が解散する場合に、債務の種類に応じて算出した額の交付金(石炭鉱山整理特別交付金)を交付する制度を設ける等の措置を講じた。
- 石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律(公布5月12日)
(要旨)通商産業大臣が認定した再建整備計画に従つて、石炭鉱業を営む企業に対し、金融債務および賃金債務を返済するための資金として再建交付金を交付する等の措置を講ずることとした。
- 石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律(公布5月12日)
(要旨)石炭鉱業安定補給金の交付を受ける会社について経理の適正化を図るために必要な措置を講ずる等の改正を行なつた。
- 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(公布5月30日)
(要旨)中小企業の構造改善を促進するため、緊急に構造改善対策を実施する必要がある業種について、構造改善計画を定め、主務大臣の承認を受けた場合には、これに基づく事業に対し、税制面その他

の助成措置を講ずることとした。

- ・ 軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律（公布 6 月 3 0 日）
（要旨）同法の廃止期限（昭和 4 4 年 6 月 3 0 日）の到来に伴い、同法を廃止する等の措置を講じた。
以上のほか、通商産業省関係の法律として次の 5 件がある。
- ・ 同和对策事業特別措置法（公布 7 月 1 0 日）
- ・ 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（公布 5 月 1 2 日）
- ・ 石炭鉱業経理規程臨時措置法の一部を改正する法律（公布 5 月 1 2 日）
- ・ 沖縄における免許試験および免許資格の特例に関する暫定措置法（公布 6 月 2 7 日）
- ・ 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律（公布 6 月 1 6 日）

5 広報活動

わが国経済は 4 2 年下期よりいわゆる、「自由化時代」に入つたが、それは第 1 段階にすぎず、完全な自由化はさらに段階的に推進されねばならない。4 4 年 3 月には引続き第 2 次の自由化が実施され、自由化の完遂を目指してわが国産業の競争力強化のための体制整備が急がれている。

このため 4 3 年には企業の大型合併と新産業部門の積極的開発がとりあげられたのでこうした面の P R が積極的に展開された。

以下その広報活動についてのべる。

(1) 通産行政の徹底と情報収集

通産省の政策決定機関である「省議」できまつたものおよび法令の施行等について、直ちに新聞、ラジオ、テレビ等により国内および海外にも周知をはかるほか、出先機関である各地方通産産業商、各通商事務所、都道府県、各地税関等と連絡をとり施策の徹底をはかっている。

また海外からの情報については海外駐在の大・公使、領事およびジェトロの海外駐在員等より、通商関係は勿論わが国産業に影響のある情報は大小を問はず収集整理して施策の参考にしている。

(2) 新聞、通信

広報事項は各新聞、通信社の通商産業省記者クラブ（采女会……1 8 社、虎の門記者クラブ……1 0 社、ペンクラブ……7 2 社）に対して発表する。

また重要施策、時事問題については大臣、次官または関係局部課長を中心に記者団会見あるいは新聞、通信社等の編集スタッフ等との懇談会をとおして意見の交換を行ない世論の動向のは握につとめている。

(3) ラジオ、テレビ放送

一般公式発表として、ラジオおよびテレビにおいても新聞と同じように発表している。

またテーマによつては総理府広報室の協力を得て P R の万全を期している。

このほか海外向けとして NHK 国際局をとおして行なっており、年々ネットワークも拡大されて世界の隅々までゆきわたるのもそう遠くはない。

(4) 出版

通商産業政策の P R は右のようにして普及されているが、さらに出版物としては、日刊紙「通産省公報」により、また重要施策、法令等の解明は月刊誌「通産商業」とおしてその趣旨の徹底をはかっている。

このほか総理府広報室の協力を得て「官報資料版」、「時の動き」、「広報だより」、「壁新聞」および写真による P R 版「フォト」等により施策の普及につとめている。

これらの政府関係広報出版物および主要な資料は一般政府刊行物とともに「政府刊行物サービスセンター（東京霞が関）」および各府県の「サービスステーション」に備えて一般の利用に供している。

(5) 通商産業相談所

通商産業省の広報活動の大意は右にのべた方法で行なっているが、実際の具体的問題について相談や説明に応ずるため「相談所」を設け、また案内所も併置して一般来訪者の便宜をはかっている。

(6) その他

法律、政令、行政等の公布施行にあつて問題点の疑義を解明するために、各地において講演会、説明会を開催して通産行政の浸透に万全を期している。

6 昭和 4 3 年度の生産・出荷・在庫動向

(1) 生産

昭和 4 3 年度の鉱工業生産指数（昭和 4 0 年基準）は 1 6 4.9 で、前年度に比べ 1 7.2 % 上昇した。この結果鉱工業生産の伸びは、4 1 年度 1 7.1 %、4 2 年度 1 8.7 %、4 3 年度 1 7.2 % と 3 年続けて 1 7 % を超え、4 0 年末から始まつた経済の上昇拡大傾向が依然として根強い基調にあることを示した。

4 3 年度の生産の上昇要因としては、供給面では生産能力の上昇、需要面では設備投資の堅調、おう盛な消費需要および輸出の好調があげられる。

4 3 年度における生産動向を業種別にみると、すべての業種が 4 2 年度を上回っており、とくに機械工業（対前年上昇率 2 7.1 %）、金属製品工業（同 2 1.3 %）が 2 0 % を超える高い伸びを示し、ついで非鉄金属工業（同 1 9.3 %）、皮革製品工業（同 1 8.4 %）、ゴム製品工業（同 1 7.5 %）の 3 業種がいずれも 1 7 % を超える高い伸びを示した。また、前年度に 2 3.7 % もの高い伸びを示した鉄鋼業は、今年度は 1 2.5 % の上昇に止まつた。この他の業種で、伸びが大きかつたものとしては、化学工業の 1 5.5 %、石油・石炭製品工業の 1 4.4 % がある。

このように 4 3 年度の上昇を支えた業種は、機械工業を初め金属製品工業、非鉄金属工業、ゴム製品工業、化学工業、石油・石炭製品工業等の重化学工業部門であり、とりわけ機械工業の鉱工業生産の上昇にはたした役割は大きい。機械工業は、実に生産上昇の半分以上（4 3 年間で 5 5.1 %）を占めた。

特殊分類別にみてもいずれの財の生産も昭和 4 2 年度水準を上回っており、なかでも耐久消費財（同 3 0.4 %）、輸送機械を除く資本財（同 2 7.4 %）の伸びが著しく、資本財（同 2 3.3 %）、建設資材（同 1 6.1 %）、生産財